

改正

平成26年4月1日告示第51号

平成29年6月5日告示第62号

令和4年2月8日告示第24号

南島原市建築物耐震化事業実施要綱

(目的)

第1条 この告示は、南島原市に存在する建築物（国、地方公共団体及びこれに準ずるものの所有するものを除く。）の所有者等（区分所有建築物にあつては、建物の区分所有等に関する法律（昭和37年法律第69号。以下「区分所有法」という。）第3条に規定する団体とする。）が住宅・建築物耐震改修等事業制度要綱（平成17年4月1日付国土交通省国住指第3249-2号国土交通省住宅局長通知）第2第1号に定める住宅・建築物耐震改修等事業に基づき当該建築物の耐震診断を実施するに当たり、それに要する費用の一部に対し、南島原市補助金等交付規則（平成18年南島原市規則第35号）に定めるもののほか、この告示の定めるところにより助成金を交付することにより、地震に対する建築物の安全性の確保の促進に資することを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この告示において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 建築物 建築物の耐震改修の促進に関する法律（平成7年法律第123号。以下「耐震改修促進法」という。）第14条第1号の規定による特定既存耐震不適格建築物に該当する建築物
- (2) 耐震診断 耐震改修促進法第4条第2項第3号の規定により定められた方法による診断
- (3) 耐震診断者 建築士法（昭和25年法律第202号）第2条第1項に規定する一級建築士で、同法第22条第2項の規定に基づく耐震診断講習会を受講したもの又は当該一級建築士が所属する同法第23条第1項の規定により登録を受けている建築士事務所
- (4) 耐震判定委員会 一般社団法人長崎県建築士事務所協会耐震診断判定委員会又は耐震診断内容が適切であるかを判断するため学識経験者等で構成される一般財団法人日本建築防災協会等に登録された委員会

(対象建築物)

第3条 この告示における助成対象建築物は、次に掲げる要件を満たすものとする。

- (1) 南島原市内にある建築物であること（ただし、国、地方公共団体及びこれに準ずるものの所有するものを除く。）。
 - (2) 昭和56年5月31日以前に建築された建築物であること。
- 2 前項の規定にかかわらず、市長が特に必要と認める建築物は、助成対象建築物とすることができる。

(助成対象者)

第4条 この告示により耐震診断に係る経費の助成を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は、耐震診断を行おうとする前条の建築物の所有者とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、耐震診断を行おうとする一の建築物に所有者が複数ある場合の当該建築物の助成対象者は、区分所有法の規定による当該建築物の管理者若しくは管理組合法人又は当該建築物の所有者の合意を得た代表者とする。

(助成の内容)

第5条 市長は、助成対象者に対し、耐震診断に要した費用の一部について予算の範囲内で助成金を交付する。ただし、事業費（耐震診断に要した費用）は、次に定める額を限度とする。

- (1) 面積1,000平方メートル以内の部分は、1平方メートル当たり3,600円以内
 - (2) 面積1,000平方メートルを超えて2,000平方メートル以内の部分は、1平方メートル当たり1,540円以内
 - (3) 面積2,000平方メートルを超える部分は、1平方メートル当たり1,030円以内
- 2 前項の助成金の額は、耐震診断に要した費用の3分の2の額とし、その額が160万円を超えるときは、160万円とする（1,000円未満の端数は、切捨てとする。）。

(助成の申請手続及び交付の決定)

第6条 助成対象者は、耐震診断者と耐震診断の契約を締結する前に、建築物耐震診断助成金交付申請書(様式第1号)2部に次に掲げる書類を添えて、市長に申請しなければならない。

(1) 見積書等助成対象経費が確認できる書類の写し

(2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 市長は、前項の規定による申請書の提出があった場合は、申請書1部を長崎県知事に送付するものとする。

3 市長は、第1項の申請があったときは、その内容を審査して助成金の交付の可否を決定し、建築物耐震診断助成金交付決定通知書(様式第2号)又は建築物耐震診断助成金不交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

4 市長は、助成金の交付決定に当たり必要な条件を付することができる。

(権利譲渡の禁止)

第7条 前条第3項の規定により助成決定通知を受けた者は、その権利を第三者に譲渡し、又は担保に供してはならない。

(耐震診断の着手)

第8条 助成対象者は、建築物耐震診断助成金交付決定通知書を受け取った日から起算して90日以内に、当該建築物の耐震診断に着手するとともに、着手後直ちに建築物耐震診断着手届(様式第4号)により市長に届け出なければならない。

(耐震診断の取りやめ及び変更)

第9条 助成対象者は、第6条の規定による助成金の交付申請をした後、耐震診断を取りやめようとするときは、建築物耐震診断取りやめ届(様式第5号)2部を市長に届け出なければならない。

2 助成対象者は、助成金の交付申請の内容に変更が生じたときは、建築物耐震診断助成金交付申請内容変更届(様式第6号)2部を市長に届け出なければならない。

3 市長は、前項の規定による申請内容変更の届出により、当該申請に係る交付決定の内容を変更する必要がある場合は、変更の内容を審査し、適当と認めるときは、交付額等の変更を決定し、当該助成対象者に対し、建築物耐震診断助成金交付決定変更通知書(様式第7号)により通知するものとする。

4 市長は、第2項の規定による変更届の提出があった場合は、変更届1部を長崎県知事に送付するものとする。

(完了届)

第10条 助成対象者は、南島原市建築物耐震化事業が完了した場合は、建築物耐震診断完了届(様式第8号)に次に掲げる書類を添えて、速やかに市長に提出しなければならない。

(1) 建築物耐震診断結果報告書 1部

(2) 建築物耐震診断費用明細書 1部

(3) 耐震判定委員会発行の耐震診断判定書 1部

(4) 建築物耐震診断費用を払ったことを証する領収書又はその写し 1部

(5) その他市長が必要と認める書類

(完了届の審査及び額の確定通知)

第11条 市長は、前条の規定による完了届の提出があった場合は、その内容を審査の上、適当と認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、建築物耐震診断助成金交付額確定通知書(様式第9号)により、助成対象者に通知するものとする。

(助成金の交付請求)

第12条 助成対象者は、助成金の交付を請求しようとするときは、前条の規定による額の確定後、速やかに建築物耐震診断助成金請求書(様式第10号)を市長に提出しなければならない。

(助成金の交付)

第13条 市長は、前条の規定による請求があった場合は、その内容を審査し、適当と認められるときは、請求者に対し助成金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第14条 市長は、助成対象者が次の各号のいずれかに該当する場合は、助成金の交付決定の全部又は一部を建築物耐震診断助成金交付決定取消通知書(様式第11号)により取り消すことができる。

- (1) 耐震診断を取りやめたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により助成金の交付決定を受けたとき。
- (3) この告示に基づく市長の命令に違反したとき。

(助成金の返還)

第15条 市長は、前条の規定により助成金の交付決定を取り消した場合において、その取消しに係る助成金を既に交付しているときは、当該助成金の交付を受けた者に対して、期限を定めて、助成金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(意見の聴取及び立入調査)

第16条 市長は、この告示に定める事項について、必要があると認める場合は、助成対象者に対して意見の聴取及び対象建築物への立入調査を行うことができるものとする。

(補則)

第17条 この告示に定めるもののほか、必要な事項については、市長が別に定める。

附 則

この告示は、平成20年10月3日から施行する。

附 則 (平成26年4月1日告示第51号)

この告示は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成29年6月5日告示第62号)

この告示は、平成29年6月5日から施行する。

附 則 (令和4年2月8日告示第24号)

この告示は、令和4年2月8日から施行する。

様

南島原市長



建築物耐震診断助成金交付決定通知書

あなたから交付申請のありました下記建築物の耐震診断助成金について交付することに決定しましたので通知します。なお、この通知を受け取った日から起算して90日以内に、当該建築物の耐震診断に着手するとともに、着手後直ちに建築物耐震診断着手届（様式第4号）により届け出てください。

記

- 1 交付決定額 円
- 2 建築物の住所
- 3 建築物の所有者
- 4 その他

様

南島原市長



建築物耐震診断助成金不交付決定通知書

あなたから交付申請のありました下記建築物の耐震診断助成金について不交付とすることに決定しましたので通知します。

記

- 1 建築物の住所
- 2 建築物の所有者
- 3 不交付の理由

南島原市長

様

尾山新 様 御

氏 名

様

〒 901-8502 南島原市 尾山新 様 御

〒 901-8502 南島原市 尾山新 様 御

尾山新 様 御

地籍簿記載の訂正書

年 月 日付の 南島原市指図 第 号の地籍簿記載の訂正書は、
平成 年 月 日付の地籍簿記載の訂正書に
訂正されたことにより、

記

地籍簿記載の訂正書は、

訂 正 後

訂 正 前

（訂正後）

訂 正 後

訂 正 前

電話原簿頁 録

届上届 庄 町
氏 名

〒 〇〇〇〇〇〇 〇〇〇〇 〇〇〇〇

（〒は作付地 等 には書かず、かき直す。電番は、なし。届出地

記号は00、01、02とし）

選挙物票（改選助成金交付申請の寄附票用）

年 月 日付に 〇〇〇〇〇〇株式会社 第 〇〇 号の選挙助成金交付申請票を
交付決定の表（別紙）に添付して、この下記の口座に送附した。この際、関係書類を添付
し届出された。

記

助成対象選挙物 取付書に添付届

〒 〇〇〇〇 〇〇
所 在 地 （住居番号： 〇〇〇〇）

届 出 期 限

届 出 理 由

様

南島原市長



建築物耐震診断助成金交付決定変更通知書

あなたから交付申請内容変更届のありました下記建築物の耐震診断助成金について下記のとおりその内容を変更したので通知します。

記

- 1 交付変更決定額 円

- 2 建築物の住所

- 3 建築物の所有者

- 4 その他

様

南島原市長



建築物耐震診断助成金交付額確定通知書

年 月 日付けで完了届がありました南島原市建築物耐震化事業については、次のとおり助成金の額を確定しましたので、南島原市建築物耐震化事業実施要綱第11条の規定により通知します。

記

- 1 交付確定額 円
- 2 建築物の住所
- 3 建築物の所有者
- 4 その他

南島原市長 様

申請者 住 所

氏 名 印

電話番号

法人の場合は、法人の所在地、名称、代表者の氏名

建築物耐震診断助成金請求書

年 月 日付け 南島原市指令 第 号で建築物耐震診断助成金交付額の確定通知があった下記建築物について、関係書類を添えて助成金を請求します。

記

助 成 金 額 円

助成対象建築物 所有者住所氏名

名 称

所 在 地 (住居表示)

南島原市指令 第 号
年 月 日

様

南島原市長



建築物耐震診断助成金交付決定取消通知書

年 月 日付け 南島原市指令 第 号で交付決定をした南島原市
建築物耐震化事業について、下記の理由により交付決定を取り消しますので通知します。

記

- 1 交付取消額 円
- 2 取消の理由
- 3 建築物の住所
- 4 建築物の所有者
- 5 その他